

天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証報告書における
提言を踏まえた再発防止に向けた対応について

1. 概要

浜松市天竜区緑恵台土砂崩落の原因究明の結果を踏まえて公正で中立な観点から行政対応の妥当性の評価及び検証を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 174 条第 1 項の規定に基づき委嘱した“浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員”から報告書が提出されました。（別紙：参考資料）

浜松市はこの報告書の内容を真摯に受け止め、検証委員からの提言に対し、市民の安全・安心の観点から再発防止に向けた対応を取りまとめ、適切な行政対応が図られるよう取り組んでまいります。

対応状況

- 令和 5 年 8 月 7 日 行政対応検証委員報告書の受理
- 令和 5 年 8 月 8 日 再発防止に向けた対応検討のための庁内検討会議を設置
➤再発防止に向けた対応方針の検討
- 令和 5 年 9 月 14 日 対応方針の決定
- 令和 5 年 9 月 14 日 盛土等に関する庁内協議会を設置
➤再発防止策の取り組み

2. 提言内容および再発防止に向けた対応方針

【提言内容】

(1) 各部署における連携について

ア 職員の意識醸成に関すること

- ・安全・安心に伴う業務は、本来、市民の生命、身体、財産にかかわるものとして、全庁的に取り組むべきものであるが、何か起こらない限り主管部署で対処すれば十分と思われがちで、初期対応の重要性が十分に認識されていなかった感がある。
- ・各職員においても、市民の安全・安心に対する意識を高め、積極的な情報共有を行うことが求められる。

市の見解・対応方針

- ・市民から安全・安心に関する通報・相談を受けた際に、事実確認や関係部署への情報共有等、事案解決に向けた速やかな対応をするためには、職員一人一人が常に危機管理意識をもって業務にあたる必要があると考えます。
- ・そのため、職員の危機管理意識の向上のための職員研修を開催するなど、すべての職員の危機管理意識の強化を図るとともに、市民に寄り添った形

で通報・相談へ対応していくための体制の整備をしてまいります。
➤ 具体の対応及び再発防止策は別紙「対応一覧表（１）ア」のとおり

【提言内容】

（１）各部署における連携について

イ 情報共有に関すること

- ・ 初期段階でどの部署が対応を行った場合でも、連携・情報共有することができる体制の整備が望まれる。
- ・ 市民の安全・安心に関わる情報については、効果的に情報共有をするシステムの整備及び人材の育成が望まれる。
- ・ 認識した事態を記録化し、後に引き継げる体制づくりも必要である。
- ・ 各職員においても、市民の安全・安心に対する意識を高め、積極的な情報共有を行うことが求められる。

市の見解・対応方針

- ・ 不適切な盛土等に早期かつ適切に対応するためには、盛土等に関する情報収集を徹底したうえで、収集した情報を関係部署間で確実に共有するためのシステムや庁内連携のための体制を整備する必要があると考えます。
 - ・ そのため、地形データ等を用いた盛土等の情報収集や市民からの通報を容易とするシステムの整備をするなど、情報収集の徹底に努めてまいります。また、情報の共有化については、庁内システムを活用した情報共有のシステムを整備するとともに、関係部署間での情報共有や連携をスムーズに行うための“浜松市盛土等対策協議会”を設置するなど、情報共有化のための庁内連携組織を構築してまいります。
- 具体の対応及び再発防止策は別紙「対応一覧表（１）イ」のとおり

【提言内容】

（２）静岡県との連携について

- ・ 市民・県民の安全・安心に関する情報については、市に権限がないとしても、現場により身近な基礎自治体から発信する等、県との間の円滑な連絡、情報を提供する体制の整備が求められている。

市の見解・対応方針

- ・ 安全・安心に関する事案の解決に向けては、市や県が有する権限を十全に活用し、適切な対応を図るため、市民からの情報や現地調査の結果、許認可の状況等の情報を共有することに加え、市と県とが十分に連携して対処していくことが必要であると考えます。
 - ・ そのため、県と市が情報共有できる体制を構築し、相互の事務に対する理解を深めながら連携して事案解決に向けた対応や提言ができるよう県との連携の強化を図ってまいります。
- 具体の対応及び再発防止策は別紙「対応一覧表（２）」のとおり

【提言内容】

(3) 今次災害教訓の継承について

- ・市が行った災害発生後の応急措置については、二次災害が発生し住民にこれ以上の影響を及ぼさないよう真摯に取り組んでいた。こうした事後の取り組みだけでなく、事前の対処も充実させることで、安全・安心に関する市民の信頼感が醸成される。

市の見解・対応方針

- ・安全・安心に関する事案に対応するにあたっては、法令に定められた措置を取るだけでなく、事案によっては最終的な解決までに時間を要し、今回のように行政対応が不十分なまま災害発生に至ってしまう場合があることを強く意識し、問題解決に向け、継続的な監視体制の構築や市民への情報提供が必要であることを教訓として活かすことが重要であると考えます。
 - ・そのため、対応が未完了な事案や時間を要する事案については継続的なチェック及び組織的な管理を徹底するとともに、盛土等に関する情報の積極的な周知を行うことで市民の不安の払拭に努めるなど、災害教訓の継承をしてまいります。
- 具体の対応及び再発防止策は別紙「対応一覧表（3）」のとおり